

令和5年10月31日から  
令和5年10月31日まで

標 茶 町 議 会  
第 8 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和5年標茶町議会第8回臨時会会議録目次

### 第 1 号（10月31日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第72号 標茶町立認定こども園条例の制定について	3
閉議の宣告	6
閉会の宣告	6

## 令和5年第8回標茶町議会臨時議会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年10月31日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第72号 標茶町立認定こども園条例の制定について

### ○出席議員（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 7番 黒沼 俊幸 君  |
| 8番 長尾 式宮 君  | 9番 松下 哲也 君  |
| 10番 渡邊 定之 君 | 11番 類瀬 光信 君 |
| 12番 菊地 誠道 君 |             |

### ○欠席議員（1名）

- 6番 齊藤 昇一 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長   | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 保健福祉課長  | 浅野 隆生 君 |
| 教 育 長   | 青木 悟 君  |
| 教委管理課長  | 常陸 勝敏 君 |

### ○職務のため出席した事務局職員

- |        |          |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 中島 吾朗 君  |
| 議事係長   | 平間 佳奈江 君 |

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第8回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
9番・松下君、 10番・渡邊君、 1番・深見君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君) 第8回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告  
について申し述べます。

はじめに招集理由についてですが、標茶幼稚園・さくら保育園を、またみどり保育園  
につきましてもそれぞれ認定こども園に移行するにあたり、標茶町立認定こども園条例を  
新たに制定する必要があり、そのご審議をいただきたく本臨時会を招集したものであり  
ます。

続いて、行政報告をいたします。第7回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上  
の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただき

いと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎議案第72号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第72号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、「標茶町立認定こども園条例」の新規制定であります。

内容といたしましては、さくら保育園、標茶幼稚園につきましては、平成24年度に合築施設として現在地に建設され、それぞれ保育を行ってきたところでございます。

現在、標茶幼稚園につきましては、園児10名となっており、複式での教育を行っているとございます。さくら保育園につきましては、園児46名となっておりますが、未満児クラスの保育室のスペースが不足する状況となっております。

このことから、施設の有効活用を図るため、令和3年第1回定例町議会での厚生文教委員会報告の中でご指摘をいただきました、認定こども園化を含め検討を進めてきたところでございます。

今般、標茶幼稚園・さくら保育園の認定こども園への移行、併せて、みどり保育園につきましても、認定こども園への移行をさせていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、本提案に関連し、標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の廃止、標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の廃止、標茶町立保育所条例の一部改正、標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましても、附則においてご提案をさせていただきます。

以下、内容についてご説明申し上げます

議案書1ページ、議案説明資料1ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、標茶町立保育所条例の新旧対照表、標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表、標茶町立認定こども園条例施行

規則（案）、標茶町立認定こども園管理規則（案）となっております。

議案第72号 標茶町立認定こども園条例の制定について

標茶町立認定こども園条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページに参ります。

標茶町立認定こども園条例

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、標茶町立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は別表のとおりとする。

（職員）

第3条 認定こども園に園長及び必要な職員を置き、その定数は別に定める。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の廃止）

こちらにつきましては、標茶町立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、条例を廃止するものでございます。

2 標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例（昭和53年標茶町条例第14号）は、廃止する。

（標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の廃止）

こちらにつきましても、標茶町立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、条例を廃止するものでございます。

3 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例（昭和53年標茶町条例第15号）は、廃止する。

（標茶町立保育所条例の一部改正）

こちらにつきましては、さくら保育園、みどり保育園の認定こども園の移行に伴う一部改正でございます。合わせて予算説明資料1ページ、議案第72号資料①をご覧ください。こちらは、新旧対照表となっております。

4 標茶町立保育所条例（昭和34年標茶町条例第6号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

名称、すみれ保育園。位置、標茶町字熊牛原野15線西2番地6。定員、30人。

名称、ひまわり保育園。位置、標茶町字虹別原野67線105番地1。定員、45人。

名称、たんぽぽ保育園。位置、標茶町字中チャンベツ原野基線36番地15。定員、30人。

(標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)につきましては、標茶幼稚園の認定こども園の移行に伴う、一部改正でございます。

あわせて議案説明資料2ページ議案第72号資料②をご覧ください。こちらは、新旧対照表となっております。

5 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を次のように改める。

5 削除

別表第3の5の項を次のように改める。

5 削除

次のページへ参ります。

別表といたしまして、名称、標茶町立みどり認定こども園。位置、標茶町常盤9丁目13番地。定員、70人。

名称、標茶町立さくら認定こども園。位置、標茶町桜5丁目1番地。定員、80人。

以上で議案第72号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) この条例改正にあたって、スケジュールで10月中に保護者への説明があったというふうに伺っておりますが、保護者はどのくらいの人数が参加されたのか、またその場合において保護者の理解が得られたのか、とりあえず伺っておきたいと思いません。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたします。

保護者説明会につきましては、10月の16日に実施をしております。参加された保護者の方は22名でございます。その中で3名の方からご意見をいただいております。

おひとりの方は、説明をした内容の詳細についての説明ですね、そちらを求める方。それからもうお一方は、認定こども園化の部分で1号認定されるお子さんの保育時間を延長できないのかというようなご意見がございました。もう一方につきましては、保育士の確保、そちらのほうにも力を入れてほしいというようなご意見でした。

私どもとしては、反対等の意見はなかったというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) そのようにご説明がありましたが、それをもって町としては理解

を得られたという判断をしたということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

議員ご指摘の通りというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第72号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第72号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和5年標茶町議会第8回臨時会を閉会いたします。

（午前10時17分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地 誠 道

署名議員      9 番            松 下 哲 也

署名議員      1 0 番            渡 邊 定 之

署名議員      1 番            深 見        迪

